

学校伝染病の分類と出席停止期間及び対応について

1、学校伝染病の分類と種類

既存の法定伝染病など他の幼児に感染の恐れのある場合は、登園はできません。		
	学 校 伝 染 病 疾 患 名	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、SARS、ポリオ、MERS、特定鳥インフルエンザ	・完全に治癒するまで
第2種	・水痘（水ぼうそう） ・インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ感染症を除く) ・新型コロナウイルス感染症	・全ての発疹が痂皮化するまで ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	・百日咳 ・麻疹（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふく） ・風 疹 ・咽頭結膜熱（プール熱）	・特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・主要症状消退後2日間経過するまで
第3種	結 核、髄膜炎菌性髄膜炎 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 ・腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 ・急性出血性結膜炎その他の感染症	・病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

- ・上記の表の示すように出席停止期間を定めます。園児のかかりつけの医師の判断によります。
- ・第一種相当の場合は、監督官庁や保健所などの関係諸団体の指示により、対応いたします。

2、その他の伝染病及び出席停止の病気の種類

①条件によっては、出席停止の措置が必要と考えられる伝染病

- ・溶連菌感染症：適切な抗菌薬療法開始後24時間以上たち、全身状態がよければ登園可能。
- ・ウイルス性肝炎：A型肝炎は肝機能が正常化すれば登園可能。B、C型肝炎の無症状者は登園可能。
- ・伝染性紅斑(リンゴ病)：発疹期には感染力がない。発疹のみで全身状態が良ければ登園可能。
- ・手足口病、ヘルパンギーナ：発熱や咽頭の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。症状が安定していれば登園可能。
- ・マイコプラズマ感染症：急性期は出席停止。症状が改善し、全身状態がよければ登園可能。
- ・感染症胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）：症状が回復し、全身状態がよければ登園可能。

②通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病

- ・頭ジラミ・水いぼ（伝染性軟属種）・とびひ（伝染性膿痂疹）プール入水も医師の許可があれば可能。

3、感染症の対応(園医から指示)

- ・園医の指示により、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休園などの処置をする場合もあり。
閉鎖期間は、小学校と同様のクラスの3分の1を基準とし、土日を含む3日～4日程度を原則とする。